

医療費控除について

医療費控除とは

自己または生計を一にする親族のために支払った医療費が前年中にある場合、次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

※支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。高額医療、限度額認定等はお使いの保険証の担当に確認してください。

※非課税（税額が0円）の人は、医療費控除について申告をする必要はありません。

【計算方法】（支払った医療費額－保険金等の補てん額）－（総所得金額の5%もしくは10万円の少ない方）＝控除額

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必須です

記載内容について医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」を添付する場合、医療機関名等の明細の記入を省略できます。なお、領収書等は申告書に添付せず、自宅で**5年間**保管してください。

医療保険者から交付された「医療費のお知らせ」を添付する場合、記入してください。

※お知らせに記載されていない分は、領収書等を確認し下欄に記入してください。

【医療費控除の明細書の記載例】

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ⑦	円 ⑦	円 ⑦

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
伊勢崎太郎	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	20,000 円	5,000 円
伊勢崎花子	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000	
伊勢崎太郎	▲ ▲ 薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	8,000	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		

医療を受けた人、医療機関ごとに記入してください。

セルフメディケーション税制とは

医療保険者が実施する健康診断の受診やインフルエンザ等の予防接種、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、自己または生計を一にする親族のために前年中にドラッグストアなどで特定一般用医薬品（領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の識別マークが表示されたものが対象）などの購入のために支払った金額がある場合は、次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができる制度です。申告する場合には、セルフメディケーション税制用の明細書の添付が必須です。領収書は、添付または提示は不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。

【計算方法】（支払った対象医薬品の購入額－保険金等の補てん額）－12,000円＝控除額（限度額88,000円）

※医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できないため申告する際には注意してください